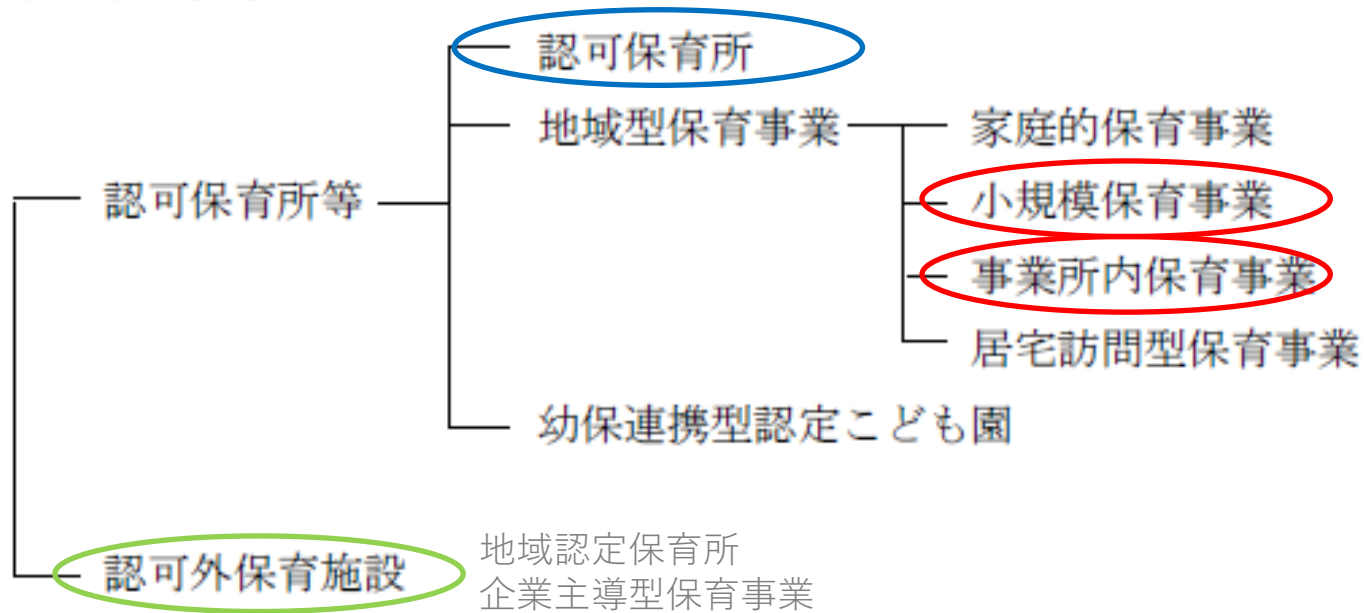


保育事業の概要



- 保育事業は「認可」「認可外」の2つに分けられます。

保育施設の分類

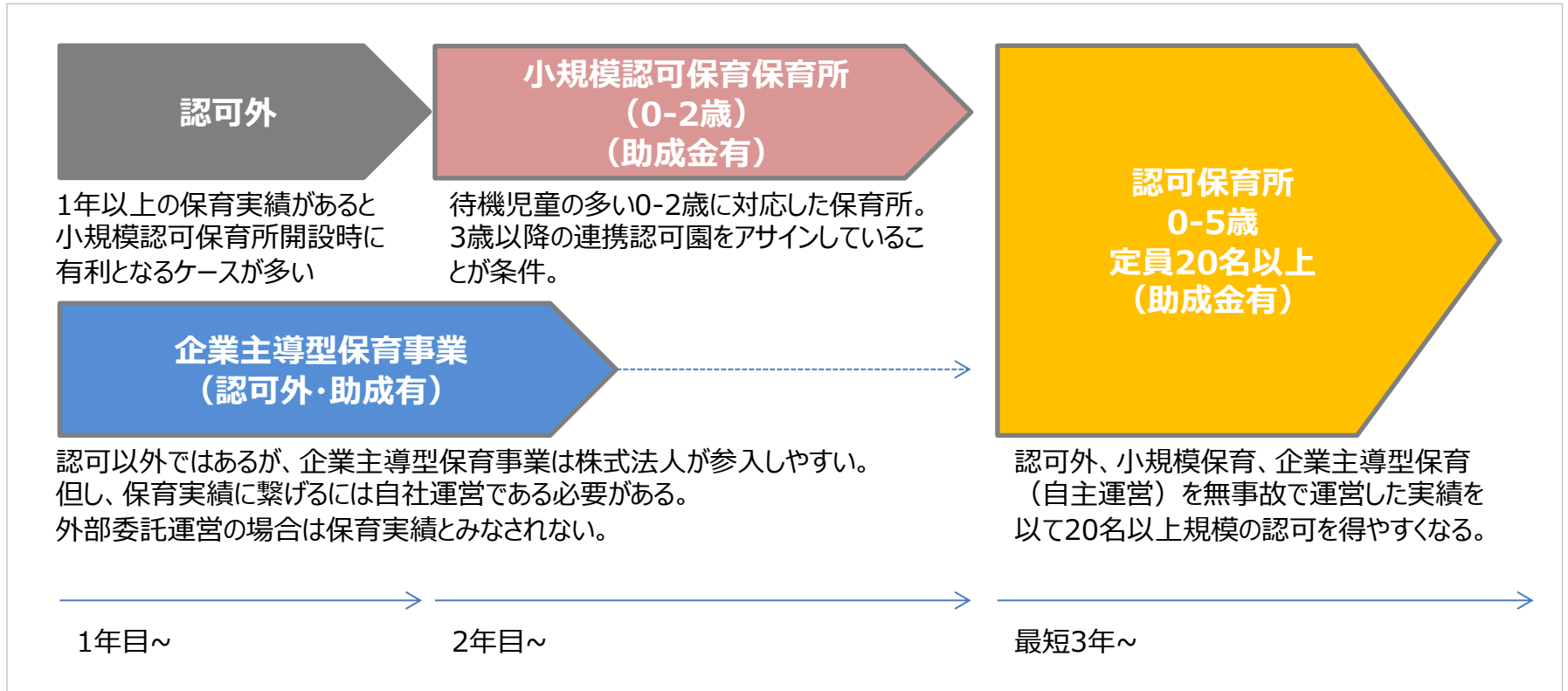


- 上記青丸で囲んだ認可保育所は、定員20名以上規模で、主に保育事業実績のある法人が認可される傾向にあり、保育実績のない株式法人が認可を得るにはハードルが非常に高い分野です。
- 上記赤丸で囲んだ小規模保育事業と事業所内保育事業は株式法人の参入がしやすい保育事業です。但し、保育実績のない法人へ認可を出すか出さないかは管轄の自治体に裁量があり、地域によって傾向が異なります。
- 上記緑丸の認可外保育施設は実績のない法人・個人でも開設することができます。（但し自治体への届け出は必要）また、待機児童の多い自治体では、設置基準を満たした認可外保育所に開設時の施設費用に補助を出したり、運営費に助成を出したりする認定制度（東京都では認証保育所と呼ばれています）を実施していることがあります。事業所内保育に準ずる企業主導型保育事業も助成金の対象となり株式法人の参入がしやすい入口です。

■ 事業スケジュール

まず認可外で保育事業実績を有することが近道。

企業主導型保育事業は認可外であっても助成が受けられます。



■ 認可へのステップ

保育事業を収支を安定させるには「認可」による助成金が非常に大きな存在となります。助成金を得る「認可保育所になるためには、認可外であっても保育事業を継続できる事業体であることを実績として示すことが有効です。

認可を得る前段階として「認可外での保育」というステップによって、保育実績と事業者としての「体力」を示すことができれば、自治体との調整がスムーズに運びます。

■ 内閣府管轄の「企業主導型保育事業」

会社の福利厚生を目的とした「企業主導型保育事業」は施設基準を満たしていれば認可外であっても開設時の施設整備への補助や、運営補助が付与されます。

■小規模保育（0-2歳：定員19人まで）A型B型は企業・個人共に参入できる認可事業。調整窓口は自治体保育課。保育実績が問われるケースが多い。

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1	保育所の配置基準＋1名	保育所の配置基準＋1名	0～2歳児 3：1 (補助者を置く場合、5：2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有 (1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1／2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員
利用定員		20人以上	6～19人	6～19人	6～10人 経過措置あり
連携施設			連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり	連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり	連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり

■小規模保育所開所に向けたタイムスケジュール（参考）

■小規模保育所（0-2歳児:定員19名以下）

	役所調整	事業者側作業	備考
1 month	●自治体重点地域ヒアリング →待機児童数の多い地域	○該当地域の物件調査 ↓	
2 month	●物件ヒアリング →候補物件近隣に既存園有無の確認 →近隣に開園予定計画の有無の確認 ※内見同行の場合有	←候補物件提示 ↓問題ない場合 ○該当物件の仮押さえ	↓用途変更が必要な場合 ○幼児福祉施設への用途変更
3 month		○保育計画書作成 ○図面作成 デザイン調整 ○概算見積り ○消防図面作成	※建物の検査済証があることが望ましい ※新耐震の建物であることが望ましい 用途変更には1カ月～2か月の期間が必要 ※用途変更は着工までに完了のこと
4 month	●小規模認可の内諾	←役所調整により内諾を得る 内諾:自治体議会での予算化 要議会タイミングとのすり合わせ	※100㎡以下は用途変更は不要
5 month	●議会承認 ※議会タイミングによって一ヶ月前後のズレを想定する必要があります。	○議会承認後物件契約 ○詳細設計 デザイン調整 ○費用調整 ○設計および費用の承認	
6 month		○施工発注 ※発注から着工までは約一ヶ月	
7 month		○着工（用途変更完了後） ↓	※保育士・スタッフの確保 ※施設長の確定（役所へ報告）
8 month		↓（施工期間は1カ月～3か月※規模内容による） ↓	
9 month		↓ ↓ ↓	
10 month	●認可検査（自治体保育課） ●消防検査	○引渡し →各検査にて指導があれば是正工事 ↓開園準備 ↓	
11 month	●保健所検査	○開園	
12 month	●補助金払出し	※自治体によって受給時期は変動	※施工費用の補助金割合は自治体による

■ 小規模保育所開所における留意点（主に不動産与件による）

- ・自治体によっては小規模保育所開設に消極的な地域がある
- ・社会福祉法人、または自治体内での保育実績のある事業者にしか認可を出さない自治体がある
- ・待機児童の多い地域以外での開設には認可が出ない（保育課への事前ヒアリングが必要）
- ・待機児童の多い地域であっても、近隣に既存園があったり計画中の園がある場合は認可が出ない（保育課への事前ヒアリングが必要）
- ・物件条件（新耐震・建築検査済証がある・2方向避難確保など）が満たされない場合は認可が出ない（消防・建築課への事前相談が必要）
- ・事業主体の過去の決算状況によっては認可が出ない（過去3年間の決算書の確認を求められる）

■ 企業主導型保育事業は保育実績がなくても企業が参入しやすい保育事業の入り口

- ・申請窓口は内閣府管轄の公益財団法人児童育成協会。2カ月に1度の申請受け付け。
- ・2017年度まで予算化されている事業。
- ・事業が認定された後のスケジュールは小規模保育所開設スケジュールの議会承認後と同等。

企業主導型保育事業の運営・設置基準					
		子ども・子育て支援新制度の事業所内保育事業		企業主導型保育事業	認可外保育施設 認可外保育施設指導監督基準
		定員20人以上	定員19人以下 (小規模保育事業と同様)		
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置
	資格	保育士 ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで)	保育従事者(1/2以上保育士) ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで) ※保育士以外には研修実施	小規模保育事業と同様 ※保育士以外には研修実施 (研修修了予定者等を含む)	保育従事者(1/3以上保育士) ※看護師、准看護師でも可 ※1日に保育する乳幼児6人以上施設
設備・面積	保育室等	0・1歳児 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 2歳児以上 保育室又は遊戯室1.98㎡/人	0・1歳児 乳児室又はほふく室3.3㎡/人 2歳児以上 1.98㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	保育室 1.65㎡/人 ※0歳児は他年齢の幼児の保育室と別区画
	屋外遊戯場	2歳児以上 3.3㎡/人	2歳児以上 3.3㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様	-
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	自園調理(外部搬入可) 調理室 調理員